

令和3年度 京田辺市留守家庭児童会

入会児童募集のご案内

京田辺市教育委員会 教育部
社 会 教 育 課

※ 入会を希望される方は、下記の要領で申し込みをしてください。

新型コロナウイルスの拡大防止のため、【一斉受付について】例年と比べ、大きく変更しております。

ご不便をおかけしますが、ご確認頂き、ご理解ご協力をお願いします。

1 留守家庭児童会とは

学校の放課後に就労などで家庭での保護が適切に受けられない児童の健全な育成を図るため、京田辺市留守家庭児童会（以下「留守家庭児童会」という。）を市内8小学校区（別表第1）に設置しています。

2 対象児童

京田辺市立小学校に通学する児童であり、その保護者のいずれもが下記の項目のいずれかに該当し、かつ、同居の親族その他の者によっても家庭での適切な保護を受けられない児童が対象となります。

(1) 就労などの理由により、学校の放課後、常に保護できる者が不在である場合。

保護者等の就労が、月曜日から土曜日の内、週4日以上8週間以上継続していることを原則とし、保護者の帰宅時刻（勤務終了時刻＋通勤時間）が、下記を超えていることを条件とします。

ア. 1～2年生 午後3時00分

イ. 3～6年生 午後4時10分

※内職、自営業、農業に従事している方は、就業時刻終了がアまたはイの条件を満たす証明書等の提出が必要となります。

(2) 保護者が長期（1か月以上の療養が見込まれる場合）にわたり病気、看護等の理由により適切な保護を受けられない場合。

(3) 保護者が出産前後であるため、家庭での適切な保護を受けられない場合。
（出産予定日の産前8週間、出産後8週間 ※育児休業期間は対象外です。）

(4) 65歳未満の祖父母等と同居しているが、適切な保護を受けられない場合。

(5) その他市長が必要と認めた場合。

※夏季、冬季休業期間の募集については別途定めます。

3 開設期間と閉級日

開設期間は、令和3年4月1日（木）から令和4年3月31日（木）まで。
ただし、次の各号に定める日は閉級とします。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日
- (4) 8月13日から同月16日までの日
- (5) 上記の(3)、(4)に連続する土曜日
- (6) その他市長が必要と認める日

※ただし、気象警報発令等により学校が休校となった日及び土曜日の午前7時以降継続して警報が発令している場合等も閉級となります。

4 開設区分及び開設時間

開設区分	開設時間
月曜日から金曜日	下校時から午後6時30分まで
土曜日	午前8時00分から午後5時30分まで
夏季、冬季休業期間	午前8時00分から午後6時30分まで

※帰宅については、保護者の送迎をお願いします。

希望する児童は、保護者の責任において、午後5時（11月から1月は午後4時30分）に、お迎えなしで児童だけで帰宅することができます。それ以降は、保護者又は保護者の委任を受けた方のお迎えが必要です。

（ファミリーサポートセンター等を活用していただいても結構です。）

保護者以外の方がお迎えに来られる場合は、留守家庭児童会に事前に連絡してください。

5 負担金額

事業の運営に必要な経費の一部を負担金として納付していただきます。
負担金額は、月額6,700円です。

6 負担金減免

世帯において、2人以上の入会や、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの所得等に係る市町村民税額及び所得税額に応じて減免措置があります。減免基準及び減免額については（別表第2）をご参考ください。

対象の方は5月末まで（年度途中入会の場合は入会申込時）に減免申請書を提出してください。

減免額の確定は、市民税額が確定する6月以降に行います。減免後の負担金額については、6月以降に確定し、通知します。

7 負担金の納付期限

納付期限は、毎月末日（4月、5月分は、6月末）です。
ただし、月末が金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

8 負担金の納付方法

負担金の納付については、口座振替で行ってください。

手続きについては、以下の金融機関及び郵便局の窓口で行ってください。
令和2年度から入会されていて、口座振替をいただいている方は、引き続き口座振替ができますので手続きの必要はありません。

ただし、登録内容に変更がある場合は、必ず社会教育課に連絡してください。

口座振替手続きができる金融機関

京都銀行、南都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都やましろ農業協同組合、ゆうちょ銀行

※ いずれも市内店舗においては、申込用紙を備付けています。

9 スポーツ安全保険の加入

留守家庭児童会の開設中のケガや事故に備え、スポーツ安全保険に原則加入していただきます。

掛金は、年間1人当たり800円で保護者負担となります。

加入申込みは、「スポーツ安全保険加入申込書」の提出と納付書による掛金納入の両方が必要です。なお納期限までに、掛金の納入を確認出来ない場合、入会決定が出来ませんので、ご注意ください。

10 入会申し込み

申し込みに必要な書類は、別冊「京田辺市留守家庭児童会入会申込様式」をご覧ください。（新一年生の方は、教育委員会のホームページから印刷するか、市役所または留守家庭児童会で様式をお受け取りください）

（1）受付について

- ・ 必要書類をそろえ、保護者が申請してください。
- ・ 郵送による申請はできません。
- ・ 入会申込時にスポーツ安全保険加入申込書をお持ちください。
- ・ 書類に不備がある場合は受付できません。（書類を返却します）

※児童の利用予定日数が1か月のうち開所日数の半数（おおよそ週3日）以上見込まれない場合は受付できません。また、一斉受付期間は、4月1日時点で対象児童に該当しない場合は受付出来ません。（育児休業中等）

(2) 一斉受付期間の申し込み

受付場所：京田辺市役所3階 301会議室

受付期間：令和3年1月8日(金)～1月29日(金)※土日・祝を除く
ただし、1月16日(土)、17日(日)は時間を短縮し、受付をします。

※ 4月1日時点で対象児童に該当しない場合は受付出来ません。

(転入予定が4月1日以降、育児休業中で就労証明の復帰予定日が
4月2日以降 等)

受付期間						
1/4	1/5	1/6	1/7	1/8	1/9	1/10
月	火	水	木	金	土	日
×	×	×	×	○	×	×
1/11	1/12	1/13	1/14	1/15	1/16	1/17
祝	火	水	木	金	土	日
×	○	○	○	○	△	△
1/18	1/19	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24
月	火	水	木	金	土	日
○	○	○	○	○	×	×
1/25	1/26	1/27	1/28	1/29		
月	火	水	木	金		
○	○	○	○	○		

受付時間：午前8時30分～午後5時15分(午後1時から3時を除く)
※ △の土日の受付時間は、午前9時から午後3時とします。

【一斉受付における新型コロナウイルスの感染拡大防止について】

①検温、手指消毒等の徹底

②受付時間の短縮 (例年来庁人数が少ない午後1時から3時を書類整理、消毒の時間とし、午前中の受付時間を延長します。)

③現金の取扱いの中止 (スポーツ安全保険の掛金の取扱いを中止します。)

④現在通会中の1、2年生の封書での受付実施(12月21日から26日までの間、角2の封筒を使用の上、糊付けして、留守家庭児童会に提出されたもののみ受付します。糊付けされていないもの、クリップ止めやクリアファイルなど中身が紛失するおそれのあるものは不可とします。)

ご不便をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

※ 新4年生以上は、留守家庭児童会への登級時間も遅くなり、習い事が増加するなど、一日の過ごし方が変化することに加え、児童自身の心の成長により、留守家庭児童会に通会するより、自分の興味・関心を伸ばしたい児童が増えたり、「留守番出来るのに・・・」などの声も聞かれるようになります。お子様の気持ちを大切に頂くためにも、冬休みにお子様と保護者が十分に話し合い、再入会するか今一度親子で考える時間を持って頂きたいため、申し込みについては、年明けに一斉受付で申請をお願いします。

※ 封書で提出されたものであっても、不備等がある場合は受付できません。改めて上記日程で、お越し頂くこととなります。万が一誤って、対象学年以外の兄弟分を封入された場合は、無効なものとして返却します。

(3) 一斉受付期間以降の申し込み

一斉受付期間終了後は、令和3年3月1日(月)以降に随時受付を行う予定です。申し込み後、事務処理期間が必要です。定員に余裕がある場合であっても、申込日によっては、年度当初から入会頂けない場合があります。

また、保育が必要となる日の1か月前から受付を行います。原則、決定時期ごとの学年順としますが、クラス編制の都合上、入会決定が前後することがあります。

受付場所：京田辺市役所3階 社会教育課

受付時間：午前8時30分～午後5時15分(正午から午後1時を除く)

ただし、土曜日、日曜日、祝日は受付しません。

(4) 留意事項

- ・継続利用を希望される方も改めて申し込みが必要です。
- ・一斉受付期間において、利用予定人数が各留守家庭児童会で受け入れることが出来る人数を上回った場合、低学年を優先した上で、保育の必要性の度合いの順に入会の決定を行います。(先着順は考慮しません。)
- ・継続して入会希望される方で、負担金の未納がある場合は受付できません。また、入会后、未納の負担金が2か月を超えた場合は入会を取り消す場合があります。
- ・一斉受付期間終了後に申し込みをされた場合、各留守家庭児童会の受け入れ状況を見て、入会を決定させていただきます。
- ・入会決定後、令和3年度の就労状況を確認するため、再度証明書を提出して頂きます。
- ・夏休み前に「夏休み通会予定」を提出して頂きます。
- ・入会后、児童の健康状態によっては学校及び保護者の方と面談する場合があります。

1 1 入会の決定方法・通知及び入会日

一斉受付期間後、書類審査等の上、入会者を決定し、2月末に入会決定通知書を送付する予定です。

令和3年度の入会日は、4月1日(木)からです。

1 2 退会

入会している児童が、入会の要件の資格を欠くに至ったとき、2か月以上休会するとき、または中途退会するときは、退会する月の月末までに退会の届けを提出する必要があります。

なお、次の場合も退会となる場合があります。

- (1) 連続して5日以上無断欠席したとき。
- (2) 1か月のうち開所日数の半数以上欠席したとき。
- (3) 育児休業(産前産後を除く)を取得するとき。
- (4) 2か月を超える負担金の滞納があるとき。
- (5) 他の児童の保育に支障があると認められたとき。
- (6) その他市長が留守家庭児童会の運営に支障があると認められたとき。

13 休会

児童が1か月休む場合は該当月の15日までに全休届を提出した場合に限り、休会したものとして、月額負担金が免除されます。

※ 児童がインフルエンザや学校保健法で定められた病気、または感染の強い病気になった場合は通会できません。

14 受付・問い合わせ先

〒610-0393 京田辺市田辺 80 番地
京田辺市教育委員会 教育部 社会教育課（京田辺市役所 3階）
電 話 0774-64-1394（直通）

別表第1 開設留守家庭児童会の名称・定員・住所

留守家庭児童会名	定員	住 所
田辺東 留守家庭児童会	78名	京田辺市東西ノ口 60-2
田 辺 留守家庭児童会	100名	京田辺市田辺鳥本 102
草 内 留守家庭児童会	60名	京田辺市草内南垣内 53
大 住 留守家庭児童会	78名	京田辺市大住池平 88
桃 園 留守家庭児童会	100名	京田辺市大住仲の谷 12-1
薪 留守家庭児童会	104名	京田辺市薪堀切谷 1
三山木 留守家庭児童会	111名	京田辺市宮津宮ノ下 14-1
松井ヶ丘 留守家庭児童会	200名	京田辺市大住上西野 18-2

別表第2 負担金の減免

区分	世帯状況	減免後の負担金 (1人目)
1	生活保護世帯	0円/月
2	令和3年度の市町村民税非課税世帯（区分1を除く）	1,200円/月
3	2020年分の所得税非課税世帯（区分1及び2を除く）	3,700円/月
4	2020年分の所得税が50,000円未満の世帯（区分1から3を除く）	5,200円/月
5	2020年分の所得税が100,000円未満の世帯（区分1から4を除く）	6,200円/月

2人目以上は、1人分の半額 減免前の負担金6700円/月

減免申請書その他、添付書類を負担金の決定(令和3年6月初旬を予定)までに提出してください。